

令和8年つくば市議会定例会9月定例会議提出案件等一覧（中間）

・報告2件 ・議案1件 ・諮問1件 計4件

報告第32号 専決処分事項の報告について (専決処分第21号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和8年9月2日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る事故） つくば市道4-4044号線（P）上の街路樹が倒れ、駐車していた相手方車両を全損させたもの 相手方に対する市の支払額 121万5,500円 (過失割合 市100% 相手方0%)	建設部 道路管理課
報告第33号 専決処分事項の報告について (専決処分第22号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和8年9月2日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（市営住宅施設管理上の瑕疵に係る事故） 相手方が市営要住宅前の市道を車で通行中、市営住宅のネットフェンスのフレームが老朽化により外れ、相手方車両の左側2列目の窓ガラスに接触し破損させたもの 相手方に対する市の支払額 6万6,990円 (過失割合 市100% 相手方0%)	建設部 住宅政策課

議案第 45 号 工事請負契約の締結について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号	筑波総合体育館に空調設備を設置するため、工事請負契約を締結するもの 1 契約の相手方 茨城県つくば市沼田 2 番地の 11 株式会社吉原住建 代表取締役 吉原 浩美 2 契約金額 1 億 9,514 万円 3 工事場所 つくば市北条 1477 番地 1	市民部 スポーツ施設課
--	---	------------------------

諮問第 1 号 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に係る諮問について 地方自治法 第 244 条の 4 第 2 項	公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったため、裁決について諮問するもの 1 審査請求に係る処分の概要 (1) 処分をした行政庁 つくば市長 (2) 処分の概要 つくば市長が令和 8 年 2 月 10 日付けで行った放課後児童室の利用保留処分 2 審査請求の概要 (1) 審査請求年月日 令和 8 年 3 月 18 日 (2) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。 3 裁決案 本件審査請求を棄却する。	総務部 法務課
--	---	--------------------